

## 既存の権利者の届出書

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住 所  
(フリガナ)  
氏 名

都市計画法第34条第1項第13号の規定により、次のとおり届け出ます。

市街化調整区域 となった年月日	年 月 日	※2部提出してください。				
建築等の目的	(1) 自己の居住用 (2) 自己の業務用 (3) 自己の居住用及び業務用 (4) 第1種特定工作物	建築物等の用途				
1 届出をしようとする者の職業 (法人の場合は、その業務内容)		※自己の居住の用の場合は除く				
2 土地の所在、 地番、地目 及び地積	所 在	北九州市 区				
	地 番	地 目	地 積	所有権以外の権利		
				種 類	期 限	所 有 者
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
			m <sup>2</sup>			
3 権利を有していた目的						
4 農地法による転用許可等 年 月 日		5 土地の現況 ア 未造成      イ 造成中      ウ 造成済				
※受付処理欄						

(注意) ※印のある欄は、記載しないでください。また裏面もよくお読みください。

(注意事項)

- 1 この届出は、市街化調整区域となった日に自己の居住又は業務の用に供する目的で土地の所有権や土地の利用に関する所有権以外の権利（借地権等）を有していた方だけができます。
- 2 宅地分譲、分譲（建売）住宅、賃貸住宅、会社の寮や社宅、貸事務所、貸店舗、貸倉庫等については、「自己用」に該当しないため、届出をすることができません。
- 3 この届出は、市街化調整区域となった日から起算して6月以内に行い、市街化調整区域になった日から起算して5年以内に、改めて所定の手続きにより許可を受けて工事を完了しなければ権利がなくなります。また、建築物を建築するときは、建築基準法第6条第1項の規定により、当該工事に着手する前に確認済証の交付を受けなければなりません。
- 4 この届出をされた方以外は、原則として権利の行使はできません。
- 5 この届出書には次の書類を添付してください。
  - ※2部提出してください（1部は写しでも構いません。）
  - (1) 位置図
  - (2) 平面図
  - (3) 土地全部事項証明書
  - (4) 字図
  - (5) 所有権以外の権利を証する書類（契約書等）の写し
  - (6) 必要に応じて（登記地目が農地等の場合）、農地転用許可書等の写し
- 6 この届出書は、受付処理をしたのち1部を届け出した方へお返ししますが、5年以内の開発行為又は建築行為を行うときの許可申請の際に必要な場合がありますので、大切に保管してください。
- 7 この届出書に記載するときは、次のことにご注意ください。
  - (1) 「市街化調整区域となった年月日」は、告示日を記載してください。
  - (2) 「建築等の目的」は、(1)から(4)で該当するものに○を記入してください。
  - (3) 「建築物等の用途」は、『市街化調整区域における開発許可制度の運用基準（北九州市建築都市局計画部開発指導課）』の第5章資料編の用途区分表を参考にしてください。なお、届出ができない用途もありますので、記入にあたっては、開発指導課へ事前相談をお願いします。
  - (4) 「1 届出をしようとする者の職業」は、理容業、クリーニング業、自動車修理業、生コンクリート製造業など、できるだけ具体的に記載してください。
  - (5) 「2 土地の所在、地番、地目及び地積」は、土地全部事項証明書の登記に基づいて記載してください。
  - (6) 「3 権利を有していた目的」は、『自己の専用住宅を建築するために所有していた（借地していた）』など、具体的に記載してください。
  - (7) 「4 農地法による転用許可等」は、必要に応じて（登記地目が農地等の場合）、農地転用許可書等の日付を記入してください。
  - (8) 「5 土地の現況」は、ア、イ、ウのいずれかに○を記入してください。